

花巻市まちづくり基本条例検討市民会議（第14回）

日時 平成19年7月31日（火）午後2時
場所 花巻市生涯学園都市会館 3階 第1会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 報 告

（1）「まちづくり基本条例を市民で考える会」の実施結果について

（2）職員プロジェクトチームによる検討結果について

4 意見交換

5 次回市民会議の開催について

8月20日（月）午後2時 生涯学園都市会館2階 第1中ホール

6 閉 会

市民会議中間報告	職員プロジェクトチーム検討（指摘）事項
<p>前 文</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>1 目的</p> <p>2 位置づけ</p> <p>3 定義</p> <p>第 2 章 基本原則</p> <p>4 まちづくりの原則</p> <p>5 行財政運営の原則</p> <p>6 市民自治の原則</p> <p>7 市民の権利と責務</p> <p>8 市議会及び市議会議員の役割と責務</p> <p>9 市長の役割と責務</p> <p>10 市職員の役割と責務</p> <p>第 3 章 生存・生活</p> <p>11 自然</p> <p>12 定住人口</p> <p>13 安らぎ</p> <p>14 保健・医療・福祉</p> <p>15 産業</p> <p>16 住環境</p> <p>第 4 章 子ども</p> <p>17 子ども</p> <p>第 5 章 教育・文化</p> <p>18 教育</p> <p>19 文化</p> <p>第 6 章 住民投票</p> <p>20 住民投票条例</p> <p>21 投票権</p> <p>22 投票結果</p> <p>第 7 章 評価・見直し</p> <p>23 評価</p> <p>24 見直し</p>	<p>前文は、趣旨の説明や、基本理念を盛り込むものであり、早期に検討し、共有できるようにした方が良い。</p> <p>目的には、市政への参画と協働の仕組みを定めることを明記し、市民会議としての議論を深めてほしい。</p> <p>第2章は、分割した方が理解しやすい。</p> <p>第 2 章 <u>まちづくりの原則</u></p> <p>4 <u>参画と協働の原則</u></p> <p>第 3 章 <u>役割と責務</u></p> <p>5 <u>市民の権利</u></p> <p>6 <u>市民の役割と責務</u></p> <p>7 <u>市議会の役割と責務</u></p> <p>8 <u>市長の役割と責務</u></p> <p>9 <u>市職員の役割と責務</u></p> <p>第 4 章 <u>市政の運営</u></p> <p>10 <u>市政の運営</u></p> <p>11 <u>参画と協働</u></p> <p>第3章から第5章までの内容は、総合計画と重なる部分が多い。総合計画の上位に位置する内容を、この条例に盛り込む場合、より普遍的な内容に収斂していく必要がある。</p> <p>地方自治法の規定を踏まえ、さらに住民投票制度を進める規定とする場合、その必要性・内容を含めて議論を深めてほしい。</p> <p>第 章 <u>検証・見直し</u></p> <p><u>検証</u></p> <p>この条例の実効性を確保するためには「検証・見直し」の規定の方が適当。</p>

市民会議中間報告	職員プロジェクトチーム検討（指摘）事項
<p>前文（キーワード）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住み続けたいまち、住んでみたいまち ・結いの精神 ・イーハトーブ ・恵まれた自然環境（山・川等） ・過去と未来のかけはし ・やすらぎのあるまち ・自分で考え、自ら行動する ・自然型持続的循環社会 ・人間的発展 ・理想郷（つくっていく過程） ・活力溢れる ・文化の継承と創造 ・みんなでつくりあげる ・生まれて良かったと誇れるまち <p>第1章 総則</p> <p>1 目的</p> <p>花巻市のまちづくりの基本的な事項を定めます。 市民、市議会、<u>市長及び市職員</u>のそれぞれの役割と責務を明らかにします。 <u>また、活力に満ち安心して暮らせる、魅力ある花巻市を実現することを目的とします。</u></p> <p>2 位置づけ （最高規範性）</p> <p>(1) この条例は、花巻市の最も基本的な理念・行動原則であり、市の憲法とも言うべき最高規範です。市は、計画の策定や他の条例などの制定改廃を行うときは、この条例に<u>従います。</u></p> <p><u>（委任）</u></p> <p>(2) <u>市は、この条例に定める内容に即して、それを具体化するために、分野毎に条例を別に制定するとともに、既存の条例・規則等の体系化を行います。</u></p> <p>3 定義（保留）</p> <p>この条例において、用語の定義は次のとおりとします。</p> <p>(1) 市民 市内に居住する人、市内で働く人、市内で学ぶ人、活動する人、事業を営む人</p> <p>(2) 参画 市民が、まちづくりに主体的に参加し、行動すること。</p> <p>(3) 協働 まちづくりのために市民、市議会、市行政が、それぞれの役割と責務をもって、ともに参加し、行動すること。</p> <p>(4) 市 <u>市の行政及びその行政組織</u></p>	<p>前文は、趣旨の説明や、基本理念を盛り込むものであり、早期に検討し、共有できるようにした方が良い。</p> <p>目的には、市政への参画と協働の仕組みを定めることを明記し、市民会議としての議論を深めてほしい。</p> <p>「市長及び市職員」⇒「市」に修正（定義より） 「明らかに・・・暮らせる」⇒「明らかにし、市民の参画と協働による市民主体の自治により、活力に満ち安心して暮らせる」に修正</p> <p>「市の憲法とも言うべき」⇒削除（解説で説明）</p> <p>「従います」⇒「尊重、遵守、踏まえて、整合性を図る」等に修正</p> <p>(2) 委任（全文）⇒この場所から削除 （「委任」は位置づけではないため、この場所は適切でない。趣旨を確認したうえで再検討が必要。）</p> <p>（「市民」の解釈には、団体（法人）を含めるべき）</p> <p>「市の行政及びその行政組織」⇒「市長及び執行機関」に修正</p>

(5) コミュニティ

生活をより良くするために、多様な参画を通して形成される組織や集団

第2章 基本原則

4 まちづくりの原則

市は、次に掲げる原則に基づき、まちづくりを進めます。

- (1) 参画と協働によって、まちづくりを行います。
- (2) 市民自治によって、まちづくりを行います。
- (3) 市民や市議会と、まちづくりのために情報を互いに提供し、共有します。
- (4) 自然との共生を図り、持続発展が可能な循環型の共生地域を形成します。
- (5) 結いの精神を発展させ、地域特性を生かした健全なコミュニティづくりを保障します。

5 行財政運営の原則

市は、次に掲げる原則に基づき、行財政運営を進めます。

(1) 健全な財政運営

市は、財源を効果的かつ効率的に活用します。また、市保有の財産の適正な管理、効率的運用に努め、財政及び財産の保有状況を市民に分かりやすく公表します。

(2) 情報の公開

市が保有する情報は、市民共有の財産です。市は、公正で透明な市政を行うため、情報公開を推進します。

(3) 公平な行政サービス

市は、地域格差や差別が生じないように、公平な行政サービスを行います。

(4) 説明責任・応答責任

市は、市民に対し、市政に関する事項を説明する責任を果します。また、市民から寄せられた意見・要望等に対し、誠実に速やかに応答する責任を果します。

(5) 地域コミュニティの支援・保障

市は、市民自治の場となる地域コミュニティやNPO等に対し、長期的視野に立ってその活動を支援し、保障します。

(6) 行財政評価

市は、施策や事業について、市民や第三者を含む評価委員会を組織し、評価した結果を公表します。

6 市民自治の原則

市民自治の原則を次のように定めます。

- (1) 市民は、まちづくりにおける市民の役割の重要性を認識し、地域コミュニティやNPO等を中心とする市民自治に、自ら参画するよう努めます。

⇒「(6)結い」の定義を追加

第2章は、分割した方が理解しやすい。

第2章 まちづくりの原則 に修正

4 参画と協働の原則

「市は・・・(5) 保障します。」⇒「まちづくりは、結いの精神を大切にし、参画と協働によって行います。」に修正

(全体を凝縮し、参画と協働の原則を際立たせる)

⇒10 市政の運営 に修正

「市は・・・進めます。」⇒「市政の運営は、次の原則に基づいて進めます。」に修正

(1) 健全な財政運営

⇒「市は、健全な財政運営に努め、その状況を市民に分かりやすく公表します。」に修正

(2) 情報の公開

⇒「市は、市民の知る権利を保障するため、情報公開を推進します。」に修正

⇒「(3)個人情報保護」を追加

「市は、個人情報を保護し、漏えいを防止します。
2 市は、市民からの自己に関する個人情報の開示、訂正及び削除の請求が行われた場合は、正当な理由がない限り、これに応じなければなりません。」

(4) 公平な行政サービス

⇒「市は、公平な行政サービスを行います。」に修正

(5) 説明責任・応答責任

⇒「市は、市民に対し、市政に関する事項を分かりやすく説明します。また、市民から寄せられた意見・要望等に対し、誠実に速やかに応答します。」に修正

(6) 地域コミュニティの支援

⇒「市は、市民自治の場となる地域コミュニティやNPO等の役割を認識し、守り育てます。」に修正

(7) 行政評価

⇒「市は、施策や事業について行政評価を行い、評価した結果を公表します。」に修正

6 市民自治の原則 (全文) ⇒削除 (別条に組み入れ)

(1)⇒「6 市民の役割と責務(1)」へ

(2) 市民は、市に対して、必要に応じパブリックコメント（意見公募）やタウンミーティング（対話集会）、各種審議会等の委員公募を要求することができます。

(3) 市は、市民の参画や市民自治を推進するために、制度整備を行い、市民自治条例を定めます。

7 市民の権利と責務

市民は、次の権利を有し、また責務を負います。

(1) 良好な環境の中で、平和で安全に生きる権利があります。

(2) 政策形成、執行や評価の各段階に参画する権利があります。

(3) 市に対し、情報の提供を要求し、知る権利があります。

(4) 行政サービスを公平に受ける権利があります。

(5) 自らの発言と行動に責任を持ちます。

(6) 豊かな花巻の形成に積極的に努めます。

8 市議会及び市議会議員の役割と責務

花巻市の最高意思決定機関である市議会、及びそれを構成する市民の代表としての市議会議員は、この条例を遵守して、まちづくりを推進するために、次の役割と責務を負います。

(1) 政策を提案する努力をします。

(2) 市行政を監視し、けん制します。

(3) 条例の制定改廃、予算・決算の承認を議決します。

(4) その他地方自治法の定める役割を担います。

(5) 代表者として、広く市民の意見を聴きます。

(6) 市議会議員は、市民に対し、自らの選挙公約の達成度についての評価報告を含め、市議会活動等の報告を行います。

9 市長の役割と責務

市長は、この条例に従って、まちづくりを推進します。

(1) 政策形成や執行が、この条例に従い、推進されるように調整します。

(2) 効率的な行政運営に努めます。

(3) 行政サービスを向上させるため、職員の能力向上に努め、適材適所の配置を行います。

(4) 市民に対し選挙公約の達成度についての評価報告を行います。

10 市職員の役割と責務

市職員は、この条例に従い、市民への奉仕者として、正確に現状を把握し、公平、公正かつ能率的にその職務を遂行します。まちづくりを推進するために必要な知識、技能等の能力の向上に努めます。

また、地域活動等に率先して参加し、市民の模範となるように努めます。

(2) ⇒ 「11 参画と協働」へ

(3) ⇒ 「11 参画と協働」へ

(「権利と責務」を、「権利」と「役割と責務」に分割)

5 市民の権利

(1) 良好な環境の中で、平和で安全に生きる権利があります。

(4) ⇒ (2) 行政サービスを公平に受ける権利があります。

(3) ⇒ (3) 市議会及び市が保有する情報を、知る権利があります。

6 市民の役割と責務 * (2)を追加

6(1) ⇒ (1) 市民は、まちづくりの主体者であることの役割を認識し、地域コミュニティやNPO等を中心とする市民自治に、自ら参画するよう努めるとともに、自らの発言と行動に責任を持ちます。

(2) 市民は、行政サービスに伴う負担を分担する責務を有します。

7 市議会の役割と責務

「花巻市の・・・負います。」 ⇒ 「市議会及び市議会議員は、まちづくりを推進するために、次の役割を負います。」

(1) 政策提言及び政策立案の活動をします。

(2) 市政の運営を監視し、けん制します。

(3) (4) (5) ⇒ 削除

(6) ⇒ (3) 市議会議員は、市民に対し、市議会活動等の報告を行います。

(公約ではなく「信条」であり、評価が困難)

8 市長の役割と責務

「この条例に従って」 ⇒ 削除

(1) ⇒ 「この条例を尊重して、市政を運営します。」
(市長は調整機関ではないため)

(2) ⇒ 削除

(3) ⇒ (2) 「適材適所の配置を行い」 ⇒ 削除
(市長の責務ではないため)

(4) ⇒ 削除 (行政評価に含まれる)

9 市職員の役割と責務

⇒ 市職員は、市民への奉仕者として、公平、公正かつ能率的にその職務を遂行します。まちづくりを推進するために必要な知識、技能等の能力の向上に努めます。

また、自らも市民としての自覚を持ち、地域活動に率先して参加するよう努めます。

第3章 生存・生活

11 自然

早池峰国定公園や花巻温泉郷、県立自然公園、北上川等、花巻には緑と水の豊かな大自然があります。これは未来へ継ぐべき、かけがえのない財産です。市民参画の元で、水・大気・土壌・地形等の環境を保全し、破壊を防止するために環境条例を定め、これを保護します。市内外の多くの人が、豊かな自然を今後も享受し続けるために、既に破壊が進んでいる場合は、それを修復します。

12 定住人口

市は、適正な人口規模を維持するために、次の施策を行います。

(1) 出生

安心して出産し、安心して子育てができる支援体制を確立します。

(2) 転入者

Uターン、Iターンによる定住者を促進する体制整備を行います。

(3) 転出者

若者等の転出を最小限にするための条件整備を行います。

13 安らぎ

「世界が全体幸福にならない限り、個人の幸福はあり得ない」の精神に基づき、市は、平和を愛し安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向けて、近隣自治体と連携しながら、次の点に留意して、市民参画の元それぞれの分野で努力します。

(1) 非核都市を維持します。

(2) 防犯体制を強化します。

(3) 防災体制を構築します。

(4) 交通事故防止対策を推進します。

(5) 消費者トラブル対策を啓発し拡充します。

14 保健・医療・福祉

市民は、健やかに生まれ、いきいきと生活し、健やかに老いる権利があります。市は、次の点に留意して、保健・医療・福祉の体制を整備します。

(1) 心身のバランスのとれた健康づくりをすすめます。

(2) 地域医療の充実強化を図ります。

(3) ユニバーサルデザインの理念に基づき福祉サービスを向上し、まちづくりの見直しを行います。

(4) 保健・医療・福祉の連携を強化し、推進します。

10 市政の運営

11 参画と協働

市民は、政策形成、執行や評価の各段階に参画することができます。

第3章から第5章までの内容は、総合計画と重なる部分が多い。総合計画の上位に位置する内容を、この条例に盛り込む場合、より普遍的な内容に収斂していく必要がある。

15 産業

市の経済活力を高めるため、産業の振興は必須条件です。市は、事業者との協働により地域経済の活性化をすすめます。

- (1) 農業、林業を中心とした一次産業の育成をはかり、環境に配慮しつつ付加価値のある生産物の創出や、地産地消をすすめます。
- (2) 市街地の活性化をはかり、観光客も誘客できる商店街づくりを行います。
- (3) 事業者は、この条例を遵守し、花巻と共生します。
- (4) 産学官の連携によって新しい起業を育成し、誘致します。
- (5) 各年齢層を対象とした雇用対策を行います。

16 住環境

人が生活するために作り出す、または改造をする環境は、自然との共生の範囲内であることに留意してまちづくりを推進します。

- (1) 里山を保護し、人と自然の良好な交流ができる環境を整備します。
- (2) 良好なまちなみ景観を創造し保全します。
- (3) 市民の創意による温暖化防止策を構築し実践します。
- (4) 下水道などのインフラを整備します。
- (5) ごみ対策の減量化や資源回収などを行います。
- (6) 交通ネットワークを整備します。

第4章 子ども

17 子ども

市にとって、子ども（〇〇歳未満）と、その成長は宝です。市民は参画と協働によって、市は地域の協力を得ながら、一人の人格としての子どもが、次の権利を行使できる体制をつくり、保障します。

- (1) 保護者の庇護のもとで健やかに育つ権利があります。
- (2) 年齢に応じた教育を受ける権利があります。
- (3) 年齢に応じたまちづくりへ参画する権利があります。

第5章 教育・文化

18 教育

市民は、生涯にわたり学ぶ権利を有します。市は、各年齢に応じた教育（学習）の場を提供し、教育の質と量の向上をはかります。

- (1) 就学前の教育を推進します。
- (2) 義務教育による学力を保障します。
- (3) 人材を育成します。
- (4) 生涯学習を推進します。
- (5) 行政・地域・学校・家庭の連携を強化します。
- (6) 教育環境の整備を強化します。
- (7) 教育関連情報を公開します。

19 文化

花巻には優れた文化遺産があり、文化を発信し続けてきた歴史があります。これらの文化・風土を精神的な支柱としてまちづくりをすすめます。次の点に留意して、文化を守り育て、文化都市としてのメッセージを全国に発信します。

- (1) 史跡や文化財を保存し発信します。
- (2) 郷土芸能など、伝統を継承し発信します。
- (3) 芸術活動を積極的に支援します。
- (4) 新しい文化を創造し発信します。
- (5) 良好な風土を保全します。
- (6) 異文化を理解し国際感覚を深めます。
- (7) 郷土愛を育てます。

第6章 住民投票

20 住民投票条例

市は、重要な政策の選択に、市民の意思を的確に反映させるため、常設の住民投票条例を定めます。

21 投票権

住民投票の投票権は満〇〇歳以上とし、花巻市に住所を持つものとしします。

22 投票結果

市議会及び市長は住民投票の結果を尊重します。

第7章 評価・見直し

23 評価

市は、花巻のまちづくりが、この条例に従って整備され、運用されているかどうか評価するために、市民の意見が適正に反映される仕組みを整えます。

24 見直し

市は、4年を超えない期間ごとに、この条例の規定について、市民参画のもとで検討を加え、見直し等の必要な措置を行います。

公布 平成19年12月 日

施行 平成20年 4月 1日

地方自治法の規定を踏まえ、さらに住民投票制度を進める規定とする場合、その必要性・内容を含めて議論を深めてほしい。

この条例の実効性を確保するためには「検証・見直し」の規定の方が適当。

第 章 検証・見直し

「評価」⇒「検証」

「この条例・・・整えます」⇒「この条例に基づいて行われているかどうかを、市民参画のもとで検証し、その結果に基づいて、必要な措置を講じます。」に修正

市は、4年を超えない期間ごとに、この条例の規定について、市民参画のもとで検証し、その結果により、必要な措置を行います。